

No.	事業名	概要（紹介文）	対象者	補助対象経費	補助率	備考	申請・公募時期 〔令和8年4月1日現在〕	市担当
1	新規就農者育成総合対策事業 （経営発展支援事業）	次世代の農業を担う農業者となることを志向するものに対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取り組みを支援します。	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者	機械・施設等の導入経費	国1/2、県1/4、本人1/4	○独立・自営就農であり、就農時の年齢が、原則50歳未満であること ○独立・自営就農5年後には農業で生計維持が可能な計画を策定すること ○人・農地プランへ中心経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実であること	随時（予算の範囲内）	担い手支援係
2	新規就農者育成総合対策事業 （経営開始資金）	次世代の農業を担う農業者となることを志向するものに対し、就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付します。	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者	就農直後の経営確立に資する資金	国10/10	○独立・自営就農であり、就農時の年齢が、原則50歳未満であること ○独立・自営就農5年後には農業で生計維持が可能な計画を策定すること ○人・農地プランへ中心経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実であること ○生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと	随時（予算の範囲内）	担い手支援係
3	異常気象対応資材施用事業	異常気象下においても健苗育成を推進するため、基本となる土づくりを支援します。	酒田市農業再生協議会が提示する「生産の目安」を達成している農業者または農業者団体	ケイ酸質肥料購入費用	定額（1円未満の端数は切り捨て）	①主食用米の刈り取り後から12/31まで施用すること ②ケイ酸質を含む肥料を施用すること	令和9年1月8日（金曜）まで	生産振興係
4	リモートセンシング・土壌分析活用事業	ほ場に係るリモートセンシングの活用、土壌分析を支援し、スマート農業の推進を図ります。	本市に住所を有する農業者または本市に住所を有する農業者団体で、納期の到来した市税の滞納がない者（団体の場合は代表者）	リモートセンシング、土壌診断に要する経費	定額（1,000円未満の端数は切り捨て）	土壌分析については、pH、CECを検査するものを基本とすること	随時（予算の範囲内）	生産振興係
5	食育交流活動サポーター助成金	認可保育所、認定こども園及び小中学校で食育交流活動に取り組む個人や団体を支援します。	市内在住の個人又は団体	-	事業実施1件につき10,000円	○同一の申請者につき年度内3件まで	随時（予算の範囲内）	総合農政係
6	持続可能な園芸農業支援事業	園芸農業において生産性向上や営農継続のため、施設・設備・機械の導入や補修を支援します。	二戸以上の生産者団体または農業者	①設備・機械等の導入に要する経費 ②栽培施設の補修に要する経費	①重点品目：1/3以内（上限50万円） その他品目：1/4以内（上限30万円） ②1/2以内（上限50万円）	①対象事業ごと30万円以上が補助対象	令和8年5月8日（金曜）まで	生産振興係
7	高温・凍霜等気候変動対応支援事業	園芸農業において気候変動にあらかじめ備えるための設備等の整備を支援します。	農業者団体または農業法人農業者	①高温・凍霜等の気候変動の影響に備える設備・資材の導入に要する費用 ②遮光資材の導入に要する費用	①1/2以内（上限50万円） ②1/4以内（上限30万円）	①②共通で、総事業費50万円以上が補助対象	令和8年4月17日（金曜）まで	生産振興係
8	有害鳥獣被害対策推進事業費補助金	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、農地への電気柵等の導入費用に対し支援します。	市内に住所を有する農業者、農業者団体	鳥獣被害防止資材の導入費用	対象経費の1/2以内 （消費税は除く） （1,000円未満は切り捨て）	補助上限額は1件あたり20万円	令和8年4月17日（金曜）まで	生産振興係